

2022年9月22日

〔明石市教育長への要求書〕

明石市非常勤給食調理員労働組合

## 2023年 明給労要求書

日々、ご健勝のことと存じます。

平素は私たち明給労に対しまして労使協議を十分に尊重し、ご尽力頂いておりますことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの収束は未だ見えない中、コロナ感染防止対策に追われる日々が続いています。このような状況で私たちの職場では、「アレルギー対応」「物資の動線図・作業工程表による前日ミーティング」など複雑化する安全衛生マニュアルへの対応に励みながら正規職員と一緒に業務をこなしています。

その職場では退職者不補充により減り続ける直営職場の半数以上を明給労・臨時調理支援員が占め、私たちの果たす役割・責任は引き続き重要なものになっています。

しかし、私たちの賃金は「任用が違う」の理由のみで改善されず、特に退職一時金においては正規職員と大きな差がつけられたままとなっています。

また、60歳からの再雇用である臨時嘱託の賃金は、長年の経験を持って業務を行っているのにも関わらず大幅に引き下げられ、介護保険料の引き上げや年金支給金額の引き下げなどの状況により、将来の生活に対して大きな不安を抱えて働かなければなりません。

私たちは子どもたちに安全でより美味しい給食を提供するためにも、ここに作業内容に見合う平等な扱いと均等な賃金・労働条件の改善を組合員の総意を持って下記のとおり要求いたします。

尚回答については、10月4日までに誠意を持って文章にてお願いします。もし、誠意が見られない場合は市労連を始め全国の自治労の仲間とともに、組織の総力を挙げてたたかうことを申し添えます。

## 記

1. 勤務条件を変更する時は一方的に変更せずに、すべて事前に協議すること。
2. 会計年度任用職員制度への移行後の賃金・労働条件について協議すること。
  - (1) 正規職員と同様に恒常的な仕事をしている臨時調理嘱託を正規職員として移行すること。
  - (2) 以下の改善をすること。
    - ①賃金は1年毎に4号級昇給し、正規職員と同様に昇格もすること。
    - ②退職金制度は今まで勤務した年数で正規職員と同じとすること。
    - ③定年後の賃金は給食従事員と同じ賃金とすること。
    - ④公務災害の取り扱いを正規職員と同じく制度化すること。
3. 正規職員が定年延長や再任用年齢延長等の場合は、明給労についても同等の取り扱いを行うこと。
4. 臨時調理支援員を学校給食従事員として採用すること。また、学校給食従事員とするまでは雇用保障し労働条件を改善すること。
5. 行政の直接責任を放棄するような民間委託を行わず直営を堅持すること。
6. 大久保小学校の不幸な事故を風化させることなく労働安全衛生の確立を行うこと。